

廃棄物減量指導員への 周知

神奈川県川崎市

- 人口※ 1,552,270 人
- 自治会加入率 58%
- 実施時期 令和 5 年度

※令和 6 年 12 月 10 日時点自治体ホームページ掲載情報

取組むことになったきっかけ

川崎市の廃棄物減量指導員は、ごみの減量とリサイクルの地域におけるボランティアリーダーとして、また、市と市民のパイプ役として活動しています。廃棄物減量指導員制度は、市条例に規定されており、指導員は自治会等からの推薦により約 1800 人、任期 2 年で川崎市長の委嘱を受けて活動しています。災害ごみについても、廃棄物減量指導員の協力のもと、地域住民に周知を図ることを想定しています。

取組内容

廃棄物減量指導員を対象に、災害廃棄物に関する情報共有を着実に進めています。

廃棄物減量指導員活動ハンドブックには、災害時にも生活ごみの収集日は同じであること、生ごみなどの腐敗しやすいものを優先的に収集すること、片付けごみはできるだけ敷地内に保管すること、敷地外に置く場合は、指定した公園等の仮保管場所に出すこと、災害時の収集の遅れや中止等について記載されています。

また、市内 7 区で年 3 回実施している「廃棄物減量指導員連絡協議会」において、災害支援の状況や 災害時のごみの出し方についての情報共有を適宜行っています。

今後は、災害時のごみの出し方等について、廃棄物減量指導員に限らず幅広い世代に対して周知することが課題です。

災害が起きた時 のごみのこと

災害時でも、いつもの分別

いつも集積所に出している、普通ごみ、資源物の（空き缶・ペットボトル、空きびん、使用済み乾電池、ミックスペーパー、プラスチック製容器包装※1、小物金属のこと。）
収集日は変わりません。いつもの曜日にいつもの集積所に出してください。



※1 令和6年4月から川崎区で「プラスチック資源」の収集を開始し、令和7年度に幸区・中原区まで拡大、令和8年度から全市で実施します。（詳しくはP37を参照。）

生ごみなどの腐敗・悪臭が発生しやすい物を優先的に収集します。いつも通り分別をし、資源物などは一時的にご自宅に保管してください。
※携帯トイレは普通ごみです。袋を二重にするなどして出してください。

規模の大きな災害の場合、普通ごみは3日以下降から収集を始めます。



災害の規模によって資源物はすぐに収集が始まらないこともあります。

片付けごみ※2で道路をふさがないでください

片付けごみを自宅前の道路などに置いてしまうと、消防車などの緊急車両が通れず、ごみを片付ける収集車も通れなくなってしまい、大変危険です。できるだけ敷地内で保管してください。敷地外に出す場合は、車両通行に支障がない、公園等の仮保管場所（詳しくは発災後にお知らせ）に出していただくようになります。順次収集します。
※2 災害によって壊れた家具、家電などのごみのこと

積みあがった家具などが倒れる危険があります。一緒に出さないでください。



大型の台風接近や降雪により収集が中止になることがあります。

収集を中止する場合、次の方法で周知を行いますので情報を確認するようにしてください。

- ①市ホームページ ②ごみ分別アプリ ③メールニュースかわさき
- ④X(旧Twitter)(危機管理室、シティプロモーション、ごみゼロ・環境情報)
- ⑤収集車等によるアナウンス
- ⑥防災無線 など

災害が起きた時のごみについて詳しくはこちら

川崎 災害 ごみ
検索



災害の種類や規模によって運用が変わります。実際に災害が起きた場合は、川崎市のホームページに掲載される「緊急情報」を確認してください。

川崎市 廃棄物減量指導員活動ハンドブックの抜粋